

## 本校の高校生活について

(「新入生のしおり」および「生徒手帳」より抜粋)

### 1 礼儀

- (1) お互いの人格を尊重し、相手を「思いやる心」をもって人に接する。
- (2) 登下校時には「挨拶」をお互いにかわし、また外来者に対しても挨拶をするとともに、失礼のないようにする。
- (3) 高校生らしい節度ある態度で行動し、「言葉づかい」にも注意する。

### 2 服装

- (1) 通学には、服装規定に定める制服を着用する。
- (2) 体育の授業には指定の体操服を着用する。
- (3) パーマ、染髪、脱色など高校生らしさに欠ける髪型は禁止する。
- (4) 化粧、指輪・ネックレス・ピアスなどの装身具、マニキュアは禁止する。
- (5) 通学靴は学生にふさわしいものとし、校舎内では指定の上履きを使用する。

[付 服装規定]

- ・指定制服上衣-男女とも:ブレザージャケット、上衣の下は指定長袖カッターシャツを着用する。  
指定ネクタイ・リボンも正装時、着用する。
- ・指定制服下衣-男子:スラックス 女子:スカートまたはスラックス
- ・夏季服装-指定半袖カッターシャツを着用する。ただし、気候によって適宜長袖カッターシャツを着用してもよい。
- ・防寒服装-登下校時には制服上衣の上にオーバーコート類の着用を認める。
- ・学校指定のカッターシャツは白・青の2種類ある。
- ・セーター、カーディガン、ベストについては、黒・紺・グレーで無地のセーター、カーディガン(チャック付き、フード付きは不可)、ベストにかぎり、制服に準ずるものとして着用を認める。但し、その下には必ず学校指定のカッターシャツを着用し、襟が見えるようにする。
- ・指定のブレザージャケットは11月～4月の期間は着用することを原則とする。
- ・指定のブレザー、ジャケット、スラックス、スカートの変形、改造は認めない。

### 3 通学

通学は交通マナーを守り、特に自転車通学は自他の交通安全に十分注意する。

- (1) 電車、バスの利用者は、ダイヤの混乱などを考慮して時間に余裕を持って登校すること。
- (2) 自転車通学者は次のことを守ること。

◎自転車通学を許可されるには次の2点を必要とする。

- ①自転車保険等に参加すること(加入確認のための書類提出が必要)
  - ②レインコート(記名されたもの)所持 自転車通学が認められたものにはステッカーを発行するので通学用自転車の所定の位置に貼る。通学自転車には各自で 防犯登録をしておく。
  - ◎交通規則を守り、安全に気をつける。
  - ◎自転車は所定の場所に整然と置き、必ず施錠する。
- (3) バイク等による登下校(行事、部活動を含む)や制服を着用しての乗車は厳禁する。違反があれば懲戒の対象とする。
- また、在学中は、次の三原則を尊重すること。
- ①単車(ミニバイクを含む)、自動車の免許はとらない。
  - ②単車(ミニバイクを含む)、自動車を運転、同乗はしない。
  - ③単車(ミニバイクを含む)、自動車を買わない。
- (4) 交通事故に遭った場合はすぐ警察・保護者・学校へ連絡し、当事者どうして解決しないようにする。

#### 4 校内生活一般

- ・8時30分までに登校するよう余裕をもって家を出る。やむをえず欠席、遅刻する場合は、必ず 始業時間までに学校に連絡する。
- ・無断での早退、外出は認めない。
- ・許可なく部外者を校内に同伴しないこと。
- ・下校時刻までに下校すること。やむをえず、下校時刻を超えて、学校に残る場合は、許可を得ること。
- ・学校生活に不必要なもの(多額の現金・雑誌等・遊具類等)は持参しない。

#### 5 校外生活

- ・高校生の立入りが禁じられている場所へは立入らない。
- ・保護者に無断で外泊あるいは旅行をしない。
- ・アルバイトは望ましくないが、事情があつて行う場合は事前に担任まで届け出る。

#### 6 携帯電話等について

- ・携帯電話等を学校に持参する場合は、電源を切ってカバンの中にしまっておくこと。
- ・授業時間(SHR 始まりの 8:35 チャイムの鳴り始めから終礼終了後、担任の許可があるまで)の使用を禁止する。それ以外の使用に関しては、マナーを守ること。
- ・違反があつた場合は、一定期間の預かり指導を行う。